

5 認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
32	1111	認知症共同生活介護Ⅰ 1	イ 認知症対応型共同生活介護費	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	764	1日につき		
32	1113	認知症共同生活介護Ⅰ 1・夜減			764 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		741	
32	1121	認知症共同生活介護Ⅰ 2			要介護2	800		800	
32	1123	認知症共同生活介護Ⅰ 2・夜減			800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		776	
32	1131	認知症共同生活介護Ⅰ 3			要介護3	823		823	
32	1133	認知症共同生活介護Ⅰ 3・夜減			823 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		798	
32	1141	認知症共同生活介護Ⅰ 4			要介護4	840		840	
32	1143	認知症共同生活介護Ⅰ 4・夜減			840 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		815	
32	1151	認知症共同生活介護Ⅰ 5			要介護5	858		858	
32	1153	認知症共同生活介護Ⅰ 5・夜減			858 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		832	
32	2111	認知症共同生活介護Ⅱ 1		(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	752	1日につき		
32	2113	認知症共同生活介護Ⅱ 1・夜減			752 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		729	
32	2121	認知症共同生活介護Ⅱ 2			要介護2	787		787	
32	2123	認知症共同生活介護Ⅱ 2・夜減			787 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		763	
32	2131	認知症共同生活介護Ⅱ 3			要介護3	811		811	
32	2133	認知症共同生活介護Ⅱ 3・夜減			811 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		787	
32	2141	認知症共同生活介護Ⅱ 4			要介護4	827		827	
32	2143	認知症共同生活介護Ⅱ 4・夜減			827 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		802	
32	2151	認知症共同生活介護Ⅱ 5			要介護5	844		844	
32	2153	認知症共同生活介護Ⅱ 5・夜減			844 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		819	
32	6304	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅰ			身体拘束廃止未実施減算	認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)		76 単位減算	-76
32	6305	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅱ				80 単位減算		-80	
32	6306	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅲ				82 単位減算		-82	
32	6307	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅳ				84 単位減算		-84	
32	6308	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅴ				86 単位減算		-86	
32	6309	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅵ	75 単位減算	-75					
32	6310	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅶ	79 単位減算	-79					
32	6311	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅷ	81 単位減算	-81					
32	6312	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅸ	83 単位減算	-83					
32	6313	認知症対応型身体拘束廃止未実施減算Ⅹ	84 単位減算	-84					
32	6110	認知症対応型3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	50 単位減算	-50			
32	6161	認知症対応型夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	50 単位加算	50			
32	6171	認知症対応型夜間支援体制加算Ⅱ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅱ)	25 単位加算	25			
32	6109	認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120			
32	6400	認知症対応型入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合		246 単位加算	246			
32	6140	認知症対応型看取り介護加算1	看取り介護加算	(1)死亡日以前31日以上45日以下	72 単位加算	72			
32	6142	認知症対応型看取り介護加算2		(2)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144			
32	6143	認知症対応型看取り介護加算3		(3)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680			
32	6144	認知症対応型看取り介護加算4		(4)死亡日	1280 単位加算	1,280			
32	1550	認知症対応型初期加算	ハ 初期加算(入居日から30日以内の期間)		30 単位加算	30			
32	1600	認知症対応型医療連携体制加算Ⅰ	ニ 医療連携体制加算	(1)医療連携体制加算(Ⅰ)	39 単位加算	39			
32	1601	認知症対応型医療連携体制加算Ⅱ		(2)医療連携体制加算(Ⅱ)	49 単位加算	49			
32	1602	認知症対応型医療連携体制加算Ⅲ		(3)医療連携体制加算(Ⅲ)	59 単位加算	59			
32	6502	認知症対応型退居時相談援助加算	ホ 退居時相談援助加算		400 単位加算	400			
32	6133	認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅰ	ヘ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3			
32	6134	認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4			
32	4001	認知症対応型生活機能向上連携加算Ⅰ	ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
32	4002	認知症対応型生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
32	6200	認知症対応型栄養管理体制加算	チ 栄養管理体制加算		30 単位加算	30			
32	6122	認知症対応型口腔衛生管理体制加算	リ 口腔衛生管理体制加算		30 単位加算	30			
32	6201	認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		20 単位加算	20			
32	6361	認知症対応型科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40			
32	6099	認知症対応型サービス提供体制強化加算Ⅰ	ヲ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算	22			
32	6100	認知症対応型サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算	18			
32	6101	認知症対応型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12			
32	6102	認知症対応型サービス提供体制強化加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算	6			
32	6103	認知症対応型サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6			
32	6108	認知症対応型処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき			
32	6107	認知症対応型処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 81/1000 加算				
32	6104	認知症対応型処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 45/1000 加算				
32	6105	認知症対応型処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算					
32	6106	認知症対応型処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算					
32	6111	認知症対応型特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 31/1000 加算	1月につき			
32	6112	認知症対応型特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 23/1000 加算				
32	8300	認知症対応型令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
32	8001	認知症共同生活介護Ⅰ1・超	イ 認知症対応型共同生活介護費 (1)	要介護1		定員超過の場合 × 70%	535	1日につき	
32	8003	認知症共同生活介護Ⅰ1・夜減・超		764 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		519		
32	8011	認知症共同生活介護Ⅰ2・超		要介護2			560		
32	8013	認知症共同生活介護Ⅰ2・夜減・超		800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543		
32	8021	認知症共同生活介護Ⅰ3・超		要介護3			576		
32	8023	認知症共同生活介護Ⅰ3・夜減・超		823 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559		
32	8031	認知症共同生活介護Ⅰ4・超		要介護4			588		
32	8033	認知症共同生活介護Ⅰ4・夜減・超		840 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		571		
32	8041	認知症共同生活介護Ⅰ5・超		要介護5			601		
32	8043	認知症共同生活介護Ⅰ5・夜減・超		858 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		582		
32	8101	認知症共同生活介護Ⅱ1・超		(2) 認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1				526
32	8103	認知症共同生活介護Ⅱ1・夜減・超			752 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		510
32	8111	認知症共同生活介護Ⅱ2・超			要介護2				551
32	8113	認知症共同生活介護Ⅱ2・夜減・超			787 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		534
32	8121	認知症共同生活介護Ⅱ3・超	要介護3			568			
32	8123	認知症共同生活介護Ⅱ3・夜減・超	811 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	551			
32	8131	認知症共同生活介護Ⅱ4・超	要介護4			579			
32	8133	認知症共同生活介護Ⅱ4・夜減・超	827 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	561			
32	8141	認知症共同生活介護Ⅱ5・超	要介護5			591			
32	8143	認知症共同生活介護Ⅱ5・夜減・超	844 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	573			

介護従業者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
32	9001	認知症共同生活介護Ⅰ1・欠	イ 認知症対応型共同生活介護費 (1)	要介護1		介護従業者が欠員の場合 × 70%	535	1日につき	
32	9003	認知症共同生活介護Ⅰ1・夜減・欠		764 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		519		
32	9011	認知症共同生活介護Ⅰ2・欠		要介護2			560		
32	9013	認知症共同生活介護Ⅰ2・夜減・欠		800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543		
32	9021	認知症共同生活介護Ⅰ3・欠		要介護3			576		
32	9023	認知症共同生活介護Ⅰ3・夜減・欠		823 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559		
32	9031	認知症共同生活介護Ⅰ4・欠		要介護4			588		
32	9033	認知症共同生活介護Ⅰ4・夜減・欠		840 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		571		
32	9041	認知症共同生活介護Ⅰ5・欠		要介護5			601		
32	9043	認知症共同生活介護Ⅰ5・夜減・欠		858 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		582		
32	9101	認知症共同生活介護Ⅱ1・欠		(2) 認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1				526
32	9103	認知症共同生活介護Ⅱ1・夜減・欠			752 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		510
32	9111	認知症共同生活介護Ⅱ2・欠			要介護2				551
32	9113	認知症共同生活介護Ⅱ2・夜減・欠			787 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		534
32	9121	認知症共同生活介護Ⅱ3・欠	要介護3			568			
32	9123	認知症共同生活介護Ⅱ3・夜減・欠	811 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	551			
32	9131	認知症共同生活介護Ⅱ4・欠	要介護4			579			
32	9133	認知症共同生活介護Ⅱ4・夜減・欠	827 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	561			
32	9141	認知症共同生活介護Ⅱ5・欠	要介護5			591			
32	9143	認知症共同生活介護Ⅱ5・夜減・欠	844 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	573			

□ 認知症対応型共同生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
38	1211	短期共同生活介護Ⅰ1	(1) 短期利用 認知症対応 型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1	792	1日につき			
38	1213	短期共同生活介護Ⅰ1・夜減		792 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		768		
38	1221	短期共同生活介護Ⅰ2		要介護2	828		828		
38	1223	短期共同生活介護Ⅰ2・夜減		828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		803		
38	1231	短期共同生活介護Ⅰ3		要介護3	853		853		
38	1233	短期共同生活介護Ⅰ3・夜減		853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		827		
38	1241	短期共同生活介護Ⅰ4		要介護4	869		869		
38	1243	短期共同生活介護Ⅰ4・夜減		869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		843		
38	1251	短期共同生活介護Ⅰ5		要介護5	886		886		
38	1253	短期共同生活介護Ⅰ5・夜減		886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		859		
38	2211	短期共同生活介護Ⅱ1		(2) 短期利用 認知症対応 型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1		780	1日につき	
38	2213	短期共同生活介護Ⅱ1・夜減			780 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		757
38	2221	短期共同生活介護Ⅱ2			要介護2		816		816
38	2223	短期共同生活介護Ⅱ2・夜減			816 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		792
38	2231	短期共同生活介護Ⅱ3			要介護3		840		840
38	2233	短期共同生活介護Ⅱ3・夜減			840 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		815
38	2241	短期共同生活介護Ⅱ4			要介護4		857		857
38	2243	短期共同生活介護Ⅱ4・夜減			857 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		831
38	2251	短期共同生活介護Ⅱ5			要介護5		873		873
38	2253	短期共同生活介護Ⅱ5・夜減			873 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		847
38	6110	短期共同生活3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	50 単位減算	-50			
38	6161	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	50 単位加算	50			
38	6171	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅱ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅱ)	25 単位加算	25			
38	6121	短期共同生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)		200 単位加算	200			
38	6109	短期共同生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120			
38	1600	短期共同生活医療連携体制加算Ⅰ	二 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	39 単位加算	39			
38	1601	短期共同生活医療連携体制加算Ⅱ		(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	49 単位加算	49			
38	1602	短期共同生活医療連携体制加算Ⅲ		(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	59 単位加算	59			
38	4001	短期共同生活生活機能向上連携加算Ⅰ	ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
38	4002	短期共同生活生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
38	6099	短期共同サービス提供体制強化加算Ⅰ	ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算	22			
38	6100	短期共同サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算	18			
38	6101	短期共同サービス提供体制強化加算ⅠⅡ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12			
38	6102	短期共同サービス提供体制強化加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算	6			
38	6103	短期共同サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6			
38	6108	短期共同生活処遇改善加算Ⅰ		ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 111/1000 加算	1日につき		
38	6107	短期共同生活処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 81/1000 加算					
38	6104	短期共同生活処遇改善加算Ⅲ	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 45/1000 加算					
38	6105	短期共同生活処遇改善加算Ⅳ	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算					
38	6106	短期共同生活処遇改善加算Ⅴ	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算					
38	6111	短期共同生活特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 31/1000 加算				
38	6112	短期共同生活特定処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 23/1000 加算					
38	8300	短期共同生活令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
38	8101	短期共同生活介護 I 1・超	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1		定員超過の場合 × 70%	554	1日につき
38	8103	短期共同生活介護 I 1・夜減・超			792 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		538	
38	8111	短期共同生活介護 I 2・超			要介護2			580	
38	8113	短期共同生活介護 I 2・夜減・超			828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		562	
38	8121	短期共同生活介護 I 3・超			要介護3			597	
38	8123	短期共同生活介護 I 3・夜減・超			853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		579	
38	8131	短期共同生活介護 I 4・超			要介護4			608	
38	8133	短期共同生活介護 I 4・夜減・超			869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		590	
38	8141	短期共同生活介護 I 5・超			要介護5			620	
38	8143	短期共同生活介護 I 5・夜減・超			886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
38	8201	短期共同生活介護 II 1・超		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1		546		
38	8203	短期共同生活介護 II 1・夜減・超			780 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	530		
38	8211	短期共同生活介護 II 2・超			要介護2		571		
38	8213	短期共同生活介護 II 2・夜減・超			816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	554		
38	8221	短期共同生活介護 II 3・超			要介護3		588		
38	8223	短期共同生活介護 II 3・夜減・超			840 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	571		
38	8231	短期共同生活介護 II 4・超			要介護4		600		
38	8233	短期共同生活介護 II 4・夜減・超			857 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	582		
38	8241	短期共同生活介護 II 5・超			要介護5		611		
38	8243	短期共同生活介護 II 5・夜減・超			873 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	593		

介護従業者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
38	9101	短期共同生活介護 I 1・欠	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1		介護従業者が欠員の場合 × 70%	554	1日につき
38	9103	短期共同生活介護 I 1・夜減・欠			792 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		538	
38	9111	短期共同生活介護 I 2・欠			要介護2			580	
38	9113	短期共同生活介護 I 2・夜減・欠			828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		562	
38	9121	短期共同生活介護 I 3・欠			要介護3			597	
38	9123	短期共同生活介護 I 3・夜減・欠			853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		579	
38	9131	短期共同生活介護 I 4・欠			要介護4			608	
38	9133	短期共同生活介護 I 4・夜減・欠			869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		590	
38	9141	短期共同生活介護 I 5・欠			要介護5			620	
38	9143	短期共同生活介護 I 5・夜減・欠			886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
38	9201	短期共同生活介護 II 1・欠		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1		546		
38	9203	短期共同生活介護 II 1・夜減・欠			780 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	530		
38	9211	短期共同生活介護 II 2・欠			要介護2		571		
38	9213	短期共同生活介護 II 2・夜減・欠			816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	554		
38	9221	短期共同生活介護 II 3・欠			要介護3		588		
38	9223	短期共同生活介護 II 3・夜減・欠			840 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	571		
38	9231	短期共同生活介護 II 4・欠			要介護4		600		
38	9233	短期共同生活介護 II 4・夜減・欠			857 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	582		
38	9241	短期共同生活介護 II 5・欠			要介護5		611		
38	9243	短期共同生活介護 II 5・夜減・欠			873 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	593		